

施設外支援・施設外就労のチェックポイント

1 施設外支援

	はい	いいえ	チェック項目
1			施設外支援の内容が、運営規程に位置付けられている。
2			施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられている。
3			一週間ごとに当該計画の内容について必要な見直しが行われている。
4			当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められる。
5			利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援提供期間中の利用者の状況について聞き取ることであり、日報を作成している。
6			施設外支援の提供期間中における緊急時の対応が出来る。
7			実習受入事業者等から、報酬等の金銭を受け取っていない。

2 施設外就労

	はい	いいえ	チェック項目
1			施設外就労の提供が、運営規程に位置付けられている。
2			施設外就労の総数については、利用定員の 100 分の 70 以下となっている。
3			施設外就労を行うユニットについて、一ユニット当たりの利用者数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算)の職員が配置されている。
4			事業所にいる利用者の人数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算)の職員が配置されている。
5			施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成されている。
6			当該就労により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められる。
7			施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低二日は、事業所内で訓練目標に対する達成度の評価を行っており、その結果、必要と認められる場合は、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容を見直している。
8			緊急時の対応が出来る。
9			施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結している。

3 請負作業に関する契約等について

	はい	いいえ	チェック項目
1			請負契約の中で、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされている。
2			施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、完成された作業の内容に応じて算定されている。
3			施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、賃貸借契約又は使用貸借契約が締結されている。
4			施設外就労先の企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確な定めを置いている。
5			事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行っている。
6			事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していない。
7			利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様である。
8			当該就労について規則を設けている。
9			<p>施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握 (2) 委託企業の選定及び委託企業における作業の実施に向けての調整 (3) 作業指導等、対象者が施設外就労を行うために必要な支援 (4) 施設外就労についてのノウハウの蓄積及び提供 (5) 委託先企業や対象者の家族との連携 (6) その他上記以外に必要な業務